

工事番号		0707022002		(様式 - 1)											
市長		副市長		部長		課長		係長		係		設計者			
令和 7 年度 千曲市都市計画基礎調査業務委託 閲覧設計書															
千曲市内															
設 計 大 要								施 工 方 法				委 託			
基礎調査 1 式								施 工 期 間				日間			
								起工予定年月日				令和 年 月 日			
								竣工予定年月日				令和 8 年 3 月 13 日			
								契約保証方法							
								・この設計書で施工機械・仮設材の規格、調査条件等の記載及び「人、h、L、%、日、時、工数、空m3、掛m2、日・回、日回、供用日、月」の単位により見積りのための参考数量を示したものは任意扱いです。したがって、内訳書の作成や契約を拘束するものではありません。ただし、指定した場合は除きます。							

総括情報表

適用単価地区 実施設計単価表等の適用日	53 1 4 北信（ 1 ） 07.06.01		
	当 世 代		前 世 代
発注区分 消費税率（ % ） 地域区分(安全費) 電子成果品作成費	41 一般 10 % 01 率分計上無し 02 その他又は計上なし		
	これらの諸経費等の条件については、原則変更協議の対象とはなりませんのでご理解願います。		

＊ ＊ 測量業務費 ＊ ＊

頁0-0003

費目・工種・施工名称など		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
＊ ＊ 測量業務費 ＊ ＊											
基礎調査											
		1			式						
＊ ＊ 直接作業費 ＊ ＊										工種 第0001号表	
＊ ＊ 直接測量費 ＊ ＊											
＊ ＊ 諸経費 ＊ ＊											
＊ ＊ 測量業務価格計 ＊ ＊											
＊ ＊ 消費税等 相当額計 ＊ ＊											
＊ ＊ 測量業務費計 ＊ ＊											

工 種 明 細 表

工種 第0001号表

工 種 ・ 施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
基礎調査						科目 第0001号表
		1	式			
*** 単位当り ***						
		1	式			

科目内訳表

科目 第0001号表

施 工 名 称 など		数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
計画準備							
		1		式			施工 第0 -0001号表
調査							
		1		式			施工 第0 -0002号表
報告書							
		1		式			施工 第0 -0010号表
打合せ協議							
		1		式			施工 第0 -0011号表
報告書印刷・製本							
		1		式			
調査単価							
		1		式			
*** 単位当り ***							
		1		式			

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	0.5	人			
技師（ A ） 内業	0.5	人			
技師（ B ） 内業	1.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

調査

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0002号表

頁0-0007

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
人口	1	式			施工 第0-0003号表
産業	1	式			施工 第0-0004号表
土地利用	1	式			施工 第0-0005号表
建物	1	式			施工 第0-0006号表
都市施設	1	式			施工 第0-0007号表
交通	1	式			施工 第0-0008号表
自然的環境等	1	式			施工 第0-0009号表
*** 単位当り ***	1	式			

人口

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0003号表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ A ） 内業	1.0	人			
技師（ B ） 内業	4.0	人			
技師（ C ） 内業	3.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

産業

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0004号表

頁0-0009

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 内業	3.0	人			
技師（ C ） 内業	1.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ A ） 内業	2.0	人			
技師（ B ） 内業	8.0	人			
技師（ C ） 内業	9.0	人			
技術員 内業	11.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

建物

施 工 内 訳 表

施工 第0 -0006号表

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ A ） 内業	2.0	人			
技師（ B ） 内業	6.0	人			
技師（ C ） 内業	7.0	人			
技術員 内業	7.5	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 内業	0.5	人			
技師（ C ） 内業	1.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 内業	1.0	人			
技師（ C ） 内業	2.0	人			
技術員 内業	2.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

自然的环境等

施工内訳表

施工 第0 -0009号表

頁0-0014

1 式 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
技師（ B ） 内業	1.0	人			
技師（ C ） 内業	2.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	0.5	人			
技師（ A ） 内業	1.0	人			
技師（ B ） 内業	1.5	人			
技術員 内業	1.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

施 工 内 訳 表

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
主任技師 内業	1.0	人			
技師（ A ） 内業	1.0	人			
技師（ B ） 内業	1.0	人			
材料費	2.0	%			
*** 単位当り ***	1	式			

*** * 工事数量総括表 * ***

頁0-0001

[illegible]

資材単価等について

本工事に関わる工事費の積算にあたっては、長野県建設部の「令和7年度実施設計単価表」や「刊行物単価」により設定されている単価により予定価格を算出しています。

「刊行物単価」とは(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会が市販している、いわゆる「物価資料」を示します。

また、見積りなどによる調査単価は下記のとおりです。

なお、使用した単価は、予定価格算出上のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

1. 刊行物単価

なし

2. 調査単価

(四)

[illegible]

電子納品に関する特記仕様書

(業務委託)

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、当該業務委託（以下「本業務」という。）の最終成果品を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

(電子納品)

第2条 電子納品とは、本業務の最終成果を電子データで納品することをいう。
ここでいう電子データとは、「千曲市電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

(成果品の提出)

第3条 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステム及びウイルス対策ソフトを利用してチェックを行い、エラーの有無を確認した後、電子媒体に格納することとする。提出物は、電子媒体(CD - R)正副各 1 部、計 2 部とする。
「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化を決定する。原図等の図面については、現行通り併せて提出することとする。

(成果品の保管)

第4条 受注者は、発注者に提出する電子媒体に格納したデータを、バックアップとして受注者のハードディスク等に保管し、その保管年数は 10 年間を原則とする。

(成果品の確認)

第5条 受注者は、電子媒体(CD - R)提出時において、電子データが「ガイドライン」に基づき作成されていることを、監督員立会いのもと確認とともに、データを閲覧するための操作方法についても併せて説明することとする。

(その他)

第6条 受注者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。